

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年8月23日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人チャイルドライン京都

### (2) 代表者の氏名

若林 周子

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区西木屋町通上ノロ上る梅湊町83-1 ひと・まち交流館 京都 2階  
京都市市民活動総合センター スモールオフィス

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、チャイルドライン事業を通じて、子どもの権利条約の理念を基に、電話を通して子どもたちの声に耳を傾け、子どもたちの心に寄り添うことで子どもたちの自己尊重感を育て、コミュニケーション能力の向上をめざし、子どもたちの健全な成長とおとなも子どもも共に心豊かに生きることのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成24年8月7日

(文化市民局地域自治推進室)